

藤沢市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正について
藤沢市職員の勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
藤沢市職員の勤務時間等に関する条例（昭和38年藤沢市条例第35号）の一部
を次のように改正する。

別表第2 育児参加休暇の項中「後8週間（多胎妊娠の場合にあつては、10週間）」を「以後1年」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、育児参加のための休暇の対象期間を拡大することに伴い、所要の改正をする必要による。